

報道資料

平成30年5月17日
総務部法務文書課
県政情報係 中島、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第204号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第253号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年5月15日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（交通部交通指導課）
- ◎ 対象行政文書：○ 交通切符等作成要領 ○ 点数切符の運用要領の制定について（昭和60年11月13日例規第30号）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 交通切符等作成要領
 - (ア) 反則行為違反別記入例および注意事項の通行禁止違反（禁止場所右折）の注意事項の一部、通行区分違反（追越しのための右側部分はみ出し通行禁止違反で追越しを完了したもの）の注意事項の一部、通行区分違反（追越しのための右側部分はみ出し通行禁止違反で追越しを中止したもの）の注意事項の一部
 - (イ) 過失無免許（うっかり失効）運転の処理についての、1 過失の無免許運転者に対する処理要領の一部、2 事件処理要領の一部、3、4 うっかり失効処理例の一部
 - (ウ) 点数切符の運用要領の第2告知の要領の3告知しない場合の一部、道路交通法違反指導取締基準の第1通則の2の一部、第2違反事項別指導取締基準の検挙（告知）から除くもの欄の一部（以下「本件不開示情報」という。）、第3近接排気騒音に係る整備不良車両に対する指導取締り基準の3の一部及び車種別騒音適用規制及び取締り基準一覧表の取締り基準欄の一部、第4着色フィルム等貼付等自動車の指導取締り基準の可視光線透過率欄の一部、装着・貼付・塗装の範囲等欄、措置区分等欄及び注2、第4の2着色ガラス等にして自動車の指導取締り基準の可視光線透過率欄の一部、装着・貼付・塗装の範囲等欄、措置区分等欄及び注2
 - イ 点数切符の運用要領の制定について（昭和60年11月13日例規第30号）
 - 第2運用上の留意事項の3座席ベルトの装着、幼児用補助装置の使用及び乗車用ヘルメット着用の指導の一部、別記点数切符の運用要領の第2告知の要領の2告知をしない場合の一部
- 不開示理由：ア 上記不開示部分のアの（ア）
 - 条例第7条第4号に該当
 - 違反別の交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - 条例第7条第6号に該当
 - 違反別の交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - イ 上記不開示部分のアの（イ）
 - 条例第7条第4号に該当
 - 過失の無免許運転に係る交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - 条例第7条第6号に該当
 - 過失の無免許運転に係る交通違反処理に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - ウ 上記不開示部分のアの（ウ）
 - 条例第7条第4号に該当
 - 道路交通法違反の指導取締基準に関する情報であり、開示することにより、交通

違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

道路交通法違反の指導取締基準に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ 上記不開示部分のイ

条例第7条第4号に該当

点数切符の運用に関する情報であり、開示することにより、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

点数切符の運用に関する情報であり、開示することにより、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、警察官が道路交通法（以下「道交法」という。）に違反する行為を処理する際の、道交法違反行為を認知した際の検挙に係る具体的な判断基準その他の留意事項や違反行為を取り締まる際の参考資料をとりまとめたものである。

2 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第4号に該当すると主張しているの、以下検討する。

諮問実施機関の説明によると、実施機関は、警察官が道交法に違反する行為を認めた場合に、その違反行為が軽微なものである場合等には、違反者を直ちに検挙せず、指導警告にとどめることがあるとのことであり、当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報は、その具体的な基準であることが認められた。

交通取締りの現場においては、相手方が様々な手段を用いて取締りを逃れようとする状況が想定される場所であるが、この点を考慮すると、本件不開示情報を公にすることにより、指導警告にとどまる範囲内での違法な行為を助長する等により、検挙の対象とならない交通違反が増加するおそれがあり、また、違反者が取締りを不当に免れるため、違反事実をわい曲して申告するなど、道交法違反の捜査に支障を及ぼすとともに、道路交通における公共安全と秩序の維持に影響を及ぼす等のおそれがある情報であると認められる。

交通取締りの対象となる交通違反は、道交法第8章に規定する罰則が適用され得るものであり、指導警告にとどまる違反行為に係る基準は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められることから、本件不開示情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年	4月20日		
② 決定	平成28年	6月17日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成28年	7月20日		
④ 諮問	平成28年	8月18日		
⑤ 経過	平成30年	1月25日	第215回審査会	審議
	平成30年	2月22日	第216回審査会	審議
	平成30年	3月20日	第217回審査会	審議
	平成30年	4月27日	第218回審査会	審議